

本庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託 仕様書

第1条（目 的）

- 1 春日部市（以下「発注者」という。）は、受注者に対して、発注者が設置する第4条に記載の自家用電気工作物（以下「委託施設」という。）の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）について次のとおり業務を委託する。

第2条（履 行 期 間）

- 1 履行期間は次のとおりとする。

令和8年4月1日 から 令和11年3月31日 まで

※最終日の履行については、日付の変わる直前までとする

第3条（履 行 条 件）

- 1 受注者は、電気事業法施行規則 第52条第2項及び第52条の2第2項に定める法人とし、必要な資格、保有すべき機械器具、受託事業数の制限等の要件を満たし、受注者が官公庁へ直接届出し（再委託の禁止）、保安業務を行うこと。

第4条（委託施設の概要）

- 1 委託施設の概要は、次のとおりとする。

(1) ① 事業場の名称 春日部市役所

② 事業場の所在地 春日部市中央七丁目2番地1

③ 需要設備

ア. 受 電 電 圧 6,600 ボルト

イ. 設 備 容 量 3,950 キロボルトアンペア

ウ. 非常用予備発電装置

① 発電機定格出力 1,000 キロワット

② 発電機定格電圧 6,600 ボルト

③ 原 動 機 の 種 類 ディーゼル機関

エ. 直 流 電 源 設 備 108V 150Ah/10HR 54 セル

オ. 太 陽 光 発 電 設 備 定格出力 119.9 kW 太陽電池モジュール 36 枚

第5条（委託業務の内容）

- 1 第4条1項の委託施設における業務内容は次のとおりとする。

(1) 春日部市役所

① 電気主任技術者の選任は、保安管理業務外部委託承認制度を適用し、これの承認申請を行い、保安管理業務を行うこと。

② 点検は月次点検、年次点検及び臨時点検とし、第6条第1項の頻度及び内容とする。

- 2 受注者が実施する保安管理業務及びこれに伴い発注者が実施する業務は、次項及び第4項を除き次の各号によるものとする。

また、自家用電気工作物保安管理規程 JEAC8021－(最新版)を参照に、全ての要件について

該当していることとする。

- (1) 発注者は、第4条の事業場について受注者の保安管理業務を実施する者（以下、「保安業務担当者」という。）と面接等を行い、その者が管理技術者通知書に明記された保安業務担当者本人であることを確認すること。
- (2) 受注者の保安業務担当者は、発注者の事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、発注者に対しその身分を示す証明書を提示し、自らが管理技術者通知書に記された保安業務担当者であることを明らかにすること。
ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- (3) 保安業務担当者は事業場へ2時間以内に到達すること。
- (4) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- (5) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の変更工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に指示又は助言すること。
- (6) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の変更工事について、発注者の通知を受けて、第6条に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に指示又は助言すること。
- (7) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を発注者に報告すること。また、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について発注者に指示又は助言すること。
なお、発注者は、その記録を確認し、保安規程に定める期間保存すること。
- (8) 受注者は、電気事故が発生し又は発生するおそれがある場合において、発注者もしくは電力会社等より通知を受けたとき又は自ら判断し、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する処理又は指示を行うこと。また、事故・故障の状況に応じて、受注者は臨時点検を行い、その原因が判明した場合には、同様の事故・故障を再発させないための対策について、発注者に指示又は助言を行うこと。なお、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、発注者に対し、電気事故報告の作成及び手続きの指示又は助言を行い、臨時点検にかかる費用においては、発注者と別途協議するものとする。
- (9) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
- (10) 保安規定および主任技術者等の届出は受注者にて官公庁へ行うこと。

3 発注者は、前項の受注者に委託する保安管理業務のうち、第6条6項を除き、次の(1)～(2)のいずれかに該当する電気工作物については、受注者と協議の上、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。これに関し、発注者は、受注者の監督の下に点検等を行い、受注者は、その記録の確認を行うこと。また、受注者は、発注者の求めに応じ、助言を行うこととする。このほか、受注者は、当該電気工作物の保安について、発注者に対し指示又は助言ができるものとする。

- (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次の①～⑤のいずれかに該当する自家用電気工作物。

- ① 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- ② 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
- ③ 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- ④ 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器
- ⑤ 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器

(2) 設置場所の特殊性のため、受注者が点検を行うことが困難な次の①～⑤のいずれかに該当する場所に設置される自家用電気工作物

- ① 立入に危険を伴う場所
- ② 情報管理のため立入が制限される場所
- ③ 衛生管理のため立入が制限される場所
- ④ 機密管理のため立入が制限される場所
- ⑤ 立入に専門家による特殊な作業を要する場所

4 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第7条第1項によるほか、発注者が確認を行うものとする。

第6条（点検の頻度及び点検項目）

1 第5条第1項に定める受注者が定期的に行う点検の実施項目、頻度及び点検項目は、月次点検、年次点検及び臨時点検について別表1に掲げる内容を基本とし、その詳細は、保安規程及び別表2によるものとする。ただし、第6条4項に定める絶縁監視装置を取り付けた場合は各月1回にできるものとする。

- (1) 月次点検 毎月1回
- (2) 年次点検 年1回
- (3) 臨時点検 必要の都度

別表1 【委託施設における点検の実施項目】

点 検 項目 委託施設	月次点検	年次点検	臨時点検	主任技術者の選任等
春日部市役所	実 施	実 施 (毎年 10 月最終土曜予定)	必要の都度 実 施	必要（保安管理業務外部委託承認）

別表2 【需要設備の点検項目】

項目 対象設備等	月次点検	年次点検 毎年1回実施	年次点検 3年1回実施
<引込設備> 区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等 <受電設備> 断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等 <受・配電盤> 配電盤、制御回路 <接地工事> 接地線、保護管等 <構造物> キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	<外観点検> ・電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 ・電線と他物との離隔距離の適否 ・機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 ・接地線等の保安装置の取付け状態 <測定項目> ・電圧、負荷電流測定 ・B種接地工事の接地線に流れる漏れ電流測定	・左記の点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験 ・機器周辺、盤内、電極等の清掃、増し締め、軽微な部品交換	・左記の点検項目に加え、絶縁油酸化試験、絶縁破壊電圧試験 ・保護継電器の動作特性試験
<蓄電池設備> 充電装置、本体	<外観点検> ・電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 ・配線の取付け状態及び過熱の有無 <測定項目> ・蓄電池電圧測定	・左記の外観点検項目に加え、蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度測定 ・機器周辺、盤内、電極等の清掃、増し締め、軽微な部品交換	
<太陽光発電設備> 太陽電池アレイ、接続箱、パワーコンディショナー	<外観点検> ・電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 ・配線の取付け状態及び過熱の有無	・左記の外観点検項目に加え、機器周辺、盤内、電極等の清掃、増し締め、軽微な部品交換 ・絶縁抵抗測定、接地抵抗測定	
<非常用自家発電設備> 原動機、発電機、配電盤、遮断機等	<外観点検> ・電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 ・配線の取付け状態及び過熱の有無 ・始動試験	・左記の外観点検項目に加え、機器周辺、盤内、電極等の清掃、増し締め、軽微な部品交換 ・保護継電器動作試験	
<負荷設備> 配線、配線器具、低圧機器等	<外観点検> ・電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 ・電線と他物との離隔距離の適否 ・機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 ・接地線等の保安装置の取付け状態	・左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定 ・機器周辺、盤内、電極等の清掃、増し締め、軽微な部品交換、計器の校正または交換	

- ・月次点検とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものである。
- ・年次点検とは、発注者が指定した日に、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものである。なお、清掃時、点検結果不良箇所、仮設電源箇所、接地抵抗測定箇所の写真を撮影し、完了報告と合わせて提出すること。
- ・臨時点検とは、電気事故その他異常の発生したときや、異常が発生する恐れがあると判断したときに点検を実施するものである。

- 2 第5条第2項に定める発注者の通知を受けて行う工事期間中の点検の頻度は、自家用電気工作物の変更工事が計画どおりに施工されていること及び経済産業省令で定める技術基準への適合状況について点検するものとし、その頻度は毎週1回とする。
- 3 受注者は、第6条1項(1)の月次点検のほか、発注者に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがないか、点検を行うこと。
- 4 委託施設の漏電状況を24時間監視する絶縁監視装置を取り付けた場合は隔月1回にできる。なお、上記絶縁監視装置を設置する場合は、絶縁監視装置を履行開始月に速やかに受注者の全額費用負担で設置し、24時間体制で対応し、これを維持管理すること。
- また、漏電警報装置の警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を（以下「漏えい警報」という。）連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に受注者は、次の(1)及び(2)に掲げる処置を行うこと。
- (1) 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。
- (2) 警報発生時の受信の記録を3年間保存する。
- 5 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。
- 6 以下設備において、電気機器製造業者に発注者が別途点検、測定及び試験の発注を行う。作業にあたって受注者は、作業に立会い、発注者に対し指示又は助言をすること。
- (1) 非常用自家発電設備
- (2) 直流電源設備
- (3) 太陽光発電設備

第7条（年次点検）

- 1 受注者は以下留意し、点検を行うこと。
- (1) 発注者が指定した日に、停電しての年次点検を年1回行う。
- (2) 点検時には、点検業務に要する測定器、照明等とは別に、発注者が指定した機器に対し、安定した仮設電源を用意し正常に動作させること。
- (3) 電気設備の点検・清掃は、別表2及び別紙1【電気設備機器一覧】のとおりとする。

第8条（連絡責任者等）

- 1 発注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために受注者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- 2 発注者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、第1項及び前項による通知の内容変更が生じた場合は、受注者に変更の内容を通知するものとする。

- 4 発注者は、必要に応じて連絡責任者又はその代務者を、受注者の行う保安管理業務に立ち会わせることとする。
- 5 発注者は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の知識を有するものをあてるものとする。

第9条（業務計画書）

- 1 業務の履行に当たり、業務計画書を提出しなければならない。但し、発注者が必要でないと認めた場合は、この限りではない。
 - (1) 業務体制・作業手順・作業方法・連絡体制・主たる連絡場所から当該事業場までの距離、到達時間及び交通機関等を記載し、また個人の場合は、資格証明書等、法人の場合は、保安管理業務マネジメントシステム等、契約締結後1週間以内に提出すること。
 - (2) 業務計画書の内容が追加変更になる場合は、その都度提出しなければならない。

第10条（発注者及び受注者の協力及び義務）

- 1 発注者は、受注者が保安管理業務の実施にあたり、受注者が報告、助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。
- 2 保安管理業務に必要な書類の提出、手続き、消耗品などは、受注者の負担とし、業務を誠実に行うものとする。
- 3 受注者は、発注者が管理する上で必要な図書の整備に協力すること。

第11条（保安業務担当者の資格等）

- 1 保安業務担当者は、電気事業法施行規則に適合する者をあてること。
- 2 保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 3 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- 4 受注者は、保安業務担当者及び保安業務従事者を、連絡方法とともに、書面をもって発注者に通知し、発注者は面接等により本人の確認を行うこととする。なお、変更を行う場合にあっては同様とする。また、その身分を提示する身分証明書により本人であることを明らかにすること。ただし、緊急な場合を除くものとする。
- 5 受注者は保安業務担当者等に保安に必要な教育を行うこと。

第12条（記録の保存）

- 1 受注者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、発注者又は受注者双方において3年間保存するものとする。

第13条（損害賠償）

- 1 受注者の故意又は過失により発注者に対して損害を与えた場合は、受注者は損害賠償の責任を負うものとする。ただし、受注者の責に帰することのできない事由によるときはこの限りではない。

第 14 条（機密の保持）

- 1 受注者は、業務上知り得た発注者の機密を他にもらさないこと。

第 15 条（契約期間内の更改）

- 1 発注者及び受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することができるものとする。
 - (1) 設備容量が変更された場合
 - (2) 受電電圧が変更された場合
 - (3) 非常用予備発電装置の発電機定格出力、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
 - (4) 発電所の種類、発電電圧又は出力が変更された場合
 - (5) 配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
 - (6) 発注者が保安規程を変更する場合
 - (7) 受注者が保安業務手数料等を変更する場合

第 16 条（契約の解除等）

- 1 次のいずれかに該当する場合は、相互に契約を解除することができる。
 - (1) 発注者又は受注者のいずれかが、本契約に基づく義務に違反した場合
 - (2) 発注者が手数料の支払いを遅滞した場合
- 2 前項の他発注者又は受注者いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は1箇月前までにその旨を文書により通知し発注者又は受注者相互が合意した上で解除できるものとする。
- 3 仕様書第4条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。
 - (1) 廃止された場合
 - (2) 保安管理業務外部委託承認申請の承認を取り消された場合
 - (3) 一般用電気工作物となった場合
 - (4) 受電電圧が7,000ボルトを超えた場合
 - (5) 水力、火力、太陽電池及び風力発電所の出力が2,000キロワットを超えた場合
 - (6) (5)以外の発電所にあつては出力が1,000キロワットを超えた場合
 - (7) 構外にわたる配電線路の電圧が600ボルトを超えた場合

第 17 条（報 告 書）

- 1 下記のとおり提出をすること。
 - (1) 報告書：受注者は、毎月1回、発注者に報告書を提出すること。
 - (2) 完了届：受注者は、業務完了時に提出すること。

第 18 条（官公署その他への手続き）

- 1 受注者は契約締結後、速やかに経済産業省関東東北産業保安監督部長あてに保安管理業務委託外部委託の承認申請を行うものとする。申請後1箇月以内に承認を得られなかった場合、又は取消しとなった場合、発注者はこの契約を一方的に解除することができるものとする。なお、この届出にかかる費用は受注者側の負担とする。

第 19 条（委託料の支払方法）

- 1 委託料の支払は年額払いとする。

第 20 条（契約事項等の解釈）

- 1 契約事項の解釈について疑義が生じた場合、又は契約に定めのない事項については、発注者と受注者は誠意をもって協議すること。

建物設備一覧及び点検基準表

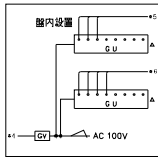
節	細節	設備概要	棟	設備詳細		数量		点検頻度			点検事項等			
				機器名称	仕様・型番・寸法	数量	単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
1	1	電灯・動力設備	庁舎棟（本庁舎）		分電盤、開閉器箱	1L-1N、1L-2N、1L-1W、2L-1N、2L-2N	17	面	1回/年	1回/年	1回/年	保安規定に基づく 月次点検に加え年次点検を含む		
1	1				照明制御盤	2L-1W、2L-2W、2L-3W、3L-1W、3L-2W、3L-3W								
1	1					4L-1W、4L-2W、4L-3W、5L-1W、5L-2W、5L-3W								
1	1													
1	1													
1	2	受変電設備	庁舎棟(本庁舎)	受変電	高圧気中開閉器	PAS 7.2KV 300A 12.5 kA LA・VT内蔵	2	台	1回/年	1回/年	1回/年	保安規定に基づく 月次点検に加え年次点検を含む（令和7年度は精密点検を実施）		
1	2				断路器	DS 3P 7.2KV 300A	2	台						
1	2				真空遮断機	VCB 7.2KV 600A 12.5KA	15	台						
1	2				高圧負荷開閉器	LBS 7.2KV 200A PF T40A 40KA	13	台						
1	2				電磁接触器	VMC 6.6KV 200A	4	台						
1	2				継電器	OCR	15	台						
1	2				変圧器(屋内)	モ-ル* 単相 6kV-210/105V 300kVA (50Hz用) JIS C 4306-2013	3	台						
1	2				変圧器(屋内)	モ-ル* 三相 6kV-210V 200kVA (50Hz用) JIS C 4306-2013	1	台						
1	2				変圧器(屋内)	6KE-ル* TR3 φ3W210 200KVA Δ-Δ (50Hz用) JIS C 4306-2013	1	台						
1	2				変圧器(屋内)	6KE-ル* TR3 φ3W210 500KVA Y-Δ (50Hz用) JIS C 4306-2013	1	台						
1	2				変圧器(屋内)	6KE-ル* TR3 φ3W210 500KVA Δ-Δ (50Hz用) JIS C 4306-2013	1	台						
1	2				変圧器	モ-ル* スコト 6.6KV-200/100V 150KVA (屋内) (50Hz用)	1	台						
1	2				変圧器(屋内)	モ-ル* スコト 6.6KV-200/100V 200KVA (50Hz用)	1	台						
1	2				高圧進相コンデンサ	カ* ス封入式 (L=6%用) 100kvar 79.8kvar (50Hz用)	4	台						
1	2				高圧進相コンデンサ用 直列リアクトル	モ-ル* 形 L=6% (30kvar用) 4.79kvar (50Hz用)	4	台						
1	2				庁舎棟（第二庁舎）	受変電	断路器	DS 3P 7.2KV 300A					2	台
1	2						真空遮断機	VCB 7.2KV 600A 12.5KA					11	台
1	2						高圧負荷開閉器	LBS 7.2KV 200A PF T40A 40KA					10	台
1	2						継電器	OCR					11	台
1	2						変圧器(屋内)	油入 単相 6kV-210/105V 150kVA (50Hz用) JIS C 4304-2013					3	台
1	2						変圧器(屋内)	油入 三相 6kV-210V 200kVA (50Hz用) JIS C 4304-2013					1	台
1	2						変圧器(屋内)	油入 三相 6kV-210V 500kVA (50Hz用) JIS C 4304-2013					1	台
1	2						変圧器(屋内)	油入 スコト 6.6KV-200/100V 150KVA (50Hz用)					1	台
1	2						高圧進相コンデンサ	油入式 (L=6%用) 30kvar 31.9kvar (50Hz用)					4	台
1	2						高圧進相コンデンサ用 直列リアクトル(油入式)	L= 6% 10kvar用 1.91kvar					4	台

建物設備一覧及び点検基準表

部	細部	設備概要	棟	設備詳細		数量		点検頻度			点検事項等						
						数量	単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度							
1	3	自家発電設備	庁舎棟(本庁舎)	自家発電 (原動機)	機器名称	仕様・型番・寸法		2 台	1回/年 別発注	2回/年 別発注	2回/年 別発注	保安規定に基づく月次点検 ※別発注のメーカー定期点検において立会を行うこと					
1	3				非常用発電機	1000KVA 430kW 85dB以下											
1	3				自家始動用 発電機盤												
1	3				発電機フィード盤												
1	3				地下タンク	14,000L 油中ポンプ											
1	3				燃料小出し槽	950L ポンプ 制御盤含											
1	3				給油口ホース	屋外 SUS型											
1	3				黒煙除去装置												
1	3			給気ファン	3.7kw		4 基	1回/年 別発注	1回/年 別発注	1回/年 別発注	保安規定に基づく月次点検 ※別発注のメーカー定期点検において立会を行うこと						
1	4	直流電源設備	庁舎棟(本庁舎)	直流電源	制御弁識据置	鉛蓄電池 長寿命型 150Ah											
1	4				サイスタ整流器												
1	4				蓄電池ユニット	54セル											
1	4		庁舎棟(第二庁舎)	直流電源	制御弁識据置	00						1 式	1回/年 別発注	1回/年 別発注	1回/年 別発注	保安規定に基づく月次点検 ※別発注のメーカー定期点検において立会を行うこと	
1	4	サイスタ整流器															1 式
1	4	蓄電池ユニット			54セル												1 式
1	5	太陽光発電設備	庁舎棟(本庁舎)	太陽光発電	太陽電池モジュール	293W/枚						36 枚	1回/年 別発注	2回/年 別発注	2回/年 別発注	保安規定に基づく月次点検 ※別発注のメーカー定期点検において立会を行うこと	
1	5				太陽電池架台			1 基									
1	5				パワーコンディショナ	接続箱機能付 119.9KW		1 台									
1	5				データ計測装置			1 台									
1	5				気温計			1 台									
1	5				日射計			1 台									
2	1	月次点検	庁舎棟(本庁舎)、(第二庁舎)		電気設備全般	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5における電気設備		1 式	1回/月	1回/月	1回/月	保安規定に基づく月次点検					

記 号	名 称	備 考
PAS	高圧変圧検知器	
DGR	方向性地絡検知装置	外箱SUS製
C.H	ケーブルヘルム	
VCT	取用用変圧器	電力会社支給
D.S	断接器	
VCB	真空遮断器	
VMC	高圧電圧検知器	
LBS	高圧負荷異常器	
ZCT	零相検知器	
P.F	電力ヒューズ	別添様品付
T.r	変圧器	
V.~	計測用変圧器	
C.T	計測用変流器	
S.C	盛相ニッデンサ	
S.R	並列リアクトル	
MCCB	配線用遮断器	
AFPC	自動力率制御装置	
Var	無効電力計	デジタル式
Hz	周波数計	デジタル式
V	電圧計	デジタル式
A	電流計	デジタル式
W	電力計	デジタル式
COS-φ	力率計	デジタル式
Wh	電力巻	デジタル式
MDA	電圧ワットモニター	デジタル式 3針型
□	デジタル表示計	最高値固定表示
⊙	切替スイッチ	AS
⊕	電圧切替スイッチ	VS
UT	高圧不接地検知器	
1→	過電流検知器	
1→1	地絡自動検知器	
ELR	断電検知器	
SPD	SPD	CLASS1
□→F	過負荷検知器	
P/F	パルス検知器	

記号	中央監視盤対称	備 考
○	操 作	
●	状態表示	
△	警報表示	
□	計 測 (4~20mA)	
■	計 量	パルス定数 標準

[illegible][illegible][illegible][illegible]

予備校、計測工芸科、工芸科は各専攻の専修科として、各専攻生編入に納入する。
VETインターンシップ制度（実習）を、専攻科・専修科・専攻科・専修科
専攻科生・専修科生は専攻科として、専攻科が専攻科として専攻科、専攻科生編入（VET、VET、VET）
フスター、クラフツ生編入、専攻科、専攻科生編入（専攻科生編入専攻科生編入専攻科生編入）

結合係数表

EA, C, D 60 100 100 60 14 14 5.5 5.5 E0 E0

(単位)

	型	●P・S	○U・S	○U・S
高圧圧入制御器	保護機能	●両性	○両方両性	
	内蔵容量	○L・A内蔵	○V・V内蔵	●L・A・V・V内蔵 (欠け時の場合)
	操作方式	○手動・自動	●強制リセットは4段階操作	
高圧油断電 (VCR)	動作方式	○磁石形	●リリ形	
	セージ閉鎖	○磁石形	●磁石閉鎖	
	リリ閉鎖方式	○コンデンサリリ形	●油流電圧リリ形	
高圧断電器 (DS)	構造	○磁流断電	●三相油断	
	操作方式	○フック形	●磁石リリ形	○磁流断電

算出された電圧は、電圧電流検出部により電圧は、平均電圧算出部に入力する。

図10は、タリで実測すること。

使用電圧が検出される電圧と、落下階および当該階にて実測される電圧は、使用電圧の倍音・歩数計算を行い、下記数値と異なる計算を行うこと。

(●L=55、NC=45以下 Q/L=50、NC=40以下 V/L=50、NC=35以下)

すなわち、歩数計に設置しないように入力可能な電圧値。

次の順にアンテナ受信用と主送機部とのアンテナとアンテナに前三角アレーを保持し制御電圧を行う。

距離計算は、チャンネルベースとある接続がもとに二つの計算を行う。

起用後、電圧調整トリップ動作防止として、調整電圧は定電圧より定電圧下の電圧を規定するものとす。
短絡及び地絡時保護協力は、電力会社送電部短絡計算担当者等と各機組員及び電機、電炉、機械の強度を規定
したものとする。

本実験に使用する低圧電機系統図(MC)は、略称図式とする。

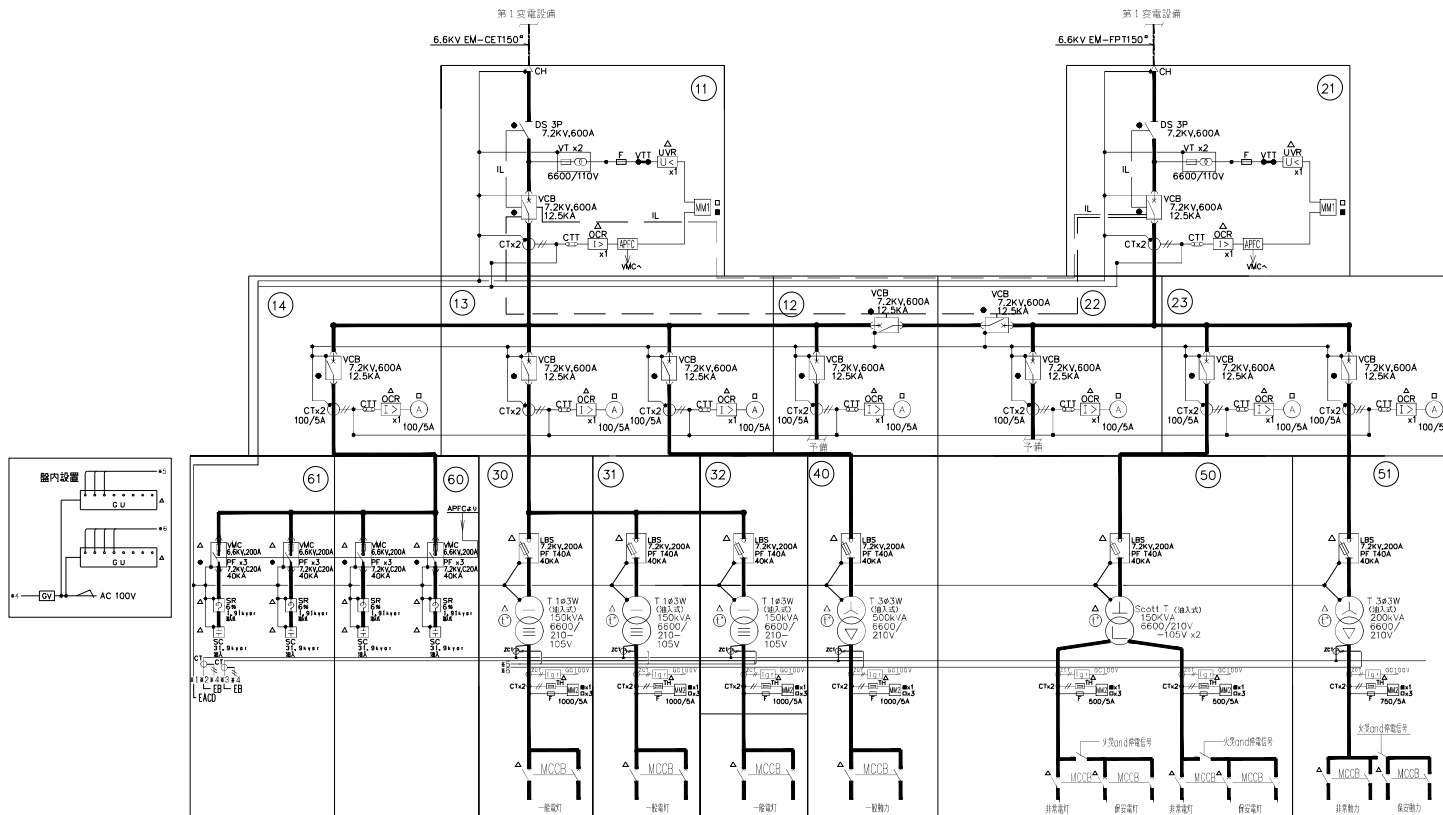
MC動作は、前記(手動・自動)切替スイッチおよび入切電圧スイッチを要すること。
切替動作は分断電流が7.5倍、分断の場合は分断電流が10倍、分断容量が4.5kVA以上とする。

春日部市新本庁舎建設工事		
変電設備(第1変電設備)仕様書、単線結線図	図号 A1半) A3半)	図名 NSC NSC E-B-03

記号	名 称	備 考
FAS	高圧集中閉断器	
DGR	方向性地絡遮断器	外箱SUS製
CH	ケーブルヘルツ	
VCT	電圧用変流器	電力会社支給
DS	断接器	
VCB	真空遮断器	
VMC	高圧電流遮断器	
LBS	高圧負荷開閉器	
ZCT	零相短絡器	
PF	電力フェーズ	沿革提供付
Tr	変圧器	
VT	計器用変圧器	
CT	計器用変流器	
SC	差相コンデンサ	
SR	差相リアクトル	
MCCB	配線用遮断器	
AFPC	自動力率制御装置	
Var	無効電力量計	デジタル式
Hx	相数計	デジタル式
V	電圧計	デジタル式
A	電流計	デジタル式
W	電力計	デジタル式
COSφ	力率計	デジタル式
Wn	電力量	デジタル式
MDA	電流トランスモニター	デジタル式 3針型
①	ダイヤル型電圧	精度指定表示
②	電圧可替スイッチ	AS
③	電圧可替スイッチ	VS
UC	基準不足電圧継電器	
E/F	過電流継電器	
④	地絡方向継電器	
⑤	差電流継電器	
SPD	SPD	CLASS1
⑥ F	過負荷継電器	
F/F	パルス検出器	

記号	中央監視器対応	備 考
○	操 作	
●	状態表示	
△	警報表示	
□	計 測 (4~20mA)	
■	計 量	バル入定数 標準

被災電設備 箇仕様 選定図のあるものは、●印が付いたものを適用し、○印は適用しない。

[illegible]

定圧管は、チャンネルベース部に定圧器（300kVA以上）電圧は用チャンネルを接続しこれに固定する。

[illegible]

③ 熱スイッチにて点滅する。

主たる権利の帰属する権利者及びその権利を行使する権利者（以下「権利者」という。）を定める。（第2次定款 第40条監査役一次権）

表決方法: 1人1票とする。

前項定款の配当額を算出するには3分率法を採用する。

第2次定款の私法上の第125条第1項を適用する。第2次定款第40条の適用範囲は0.1%とする。

各議案の表決にその議案の賛否（「オースパス賛否」という。）を明らかにすることを要する。

議決権の行使は、第1次定款（第4条第2項）と第2次定款（第40条）とが適用される。オースパスの議決権行使に必要とされる議決権の数は以下の通りと定める。

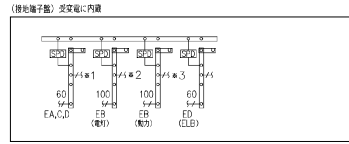
議決権行使の権限を行使する者は、第2次定款を用いて決定した議決権行使に必要とされるオースパスによる議決権の数を算出する。

メウスの議決権は、第2次定款第40条第2項とする。

議決権行使の権限は第2次定款第40条第3項とする。

高低圧ヒューズは限用数の20%とし、種類及び定格ごとに1個以上、絶縁抵抗型（500V、1000V）、

テストターム、クラウドの電磁統計、録電器、10月検定等（通信録電器設置設備の場合）



受電機設備の消費・開閉計算を行い、に記入付ける。

油入装置の排油口は排油可能な向きで設置する。

50、NC=35以下)

5、機能

配線用遮断型はトリップ警報接点付とし、遮断容量は変圧器2次側

短絡及び地絡保護協調は、電力会社短絡遮断容量計算書をもとに各調整及び電磁的・機械的強度を満足するものとする。

VCR操作は、前面板（手動・自動）切替スイッチおよび入切連動スイッチを押下すること、